

南箕輪村議会基本条例検証 評価一覧（令和４年１月実施）

A：概ねできている B：ある程度できている C：あまりできていない D：まったくできていない（単位：人）

条 文	A	B	C +	C	D	評価なし*	平均化した評価	※＝課題 O＝今後の取り組み
第1条（目的）この条例は、議会活動の基本原則を定めることで、村民の負託に真摯に応え、村民福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的とします。	2	7				1	B	
第2条（議員の政治倫理） 議員は、村民の負託に応えるため、良心と責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めます。		10					B	
第3条（議員の責務） 議員は、村民の代表であることを自覚し、村民の意見を的確に把握して、議員としての役割を公正かつ誠実に果たします。	1	7	1	1			B	
第4条（議員の活動原則） 議員は、資質向上のため各種研修会に積極的に参加し、専門家による研修会を開催します。	1	7		2			B	
2 議員は、議会および議員活動について村民にわかりやすい説明を行います。		4	1	5			C	※コロナ禍で村民との接する機会が減少。 ○村民と接する機会や議会活動を伝える工夫が必要。
3 議員は、議会全員協議会、各委員会などを通じて、合議制のもと、言論の場として議員間の自由な討議を行います。		6		4			B	
第5条（議会の責務） 議会は、二元代表制のもと、村民の代表機関として村政の課題を把握し、政策の提言や立案に取り組み、村の重要な政策などを決定します。	1	7		2			B	
2 議会は、村長などの事務執行が適正に行われているか監視します。	2	6	1	1			B	
3 議会は、村長などの事務執行が公平性および効率性をもって行われているか審査し、効果および成果について評価します。	1	3		6			B	※評価基準がない。 ○評価基準の検討を行っていく。
第6条（議会の活動原則） 議会は、前条の責務を果たすため、村民の意思および意見の把握に努め、それらを村政に反映させ、村民に開かれた議会を目指します。		6		4			B	
2 議会は、村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくります。	1	3	1	5			B	※参加者の多様性確保が課題。 ○多世代が参加しやすい催しなど、活動の工夫が必要。
3 議会は、他の自治体との交流及び連携を推進し、議会のあり方について調査研究を行います。	1	2		7			C	※コロナ禍で交流が困難。 ○オンライン開催などを検討する。
第7条（村民との連携） 議会は、議会報告会、村民各層および各団体との懇談会など、村民との意見交換の場を設けます。		6		4			B	※参加者の多様性確保が課題。 ○多世代が参加しやすい催しなど、活動の工夫が必要。
2 議会は、請願、陳情などを政策に関する提案ととらえ、誠実に処理します。	2	6		2			B	
第8条（情報公開） 議会は、村民への説明責任を果たし、より開かれた議会を目指すため、議会だよりやホームページなど多様な広報手段を用いて、情報を公開、発信します。	2	7		1			B	○広報活動をより充実させていく。
第9条（村長などとの関係） 議会は、常に村長など執行機関と緊張関係を保持します。	2	7		1			B	
2 議会は、村政における重要な政策および課題を充分に検討するため、村長など執行機関に具体的な説明、資料の提示を求めています。	2	6		2			B	
第10条（村長などの反問権）村長などは、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。	2	4		2		2	B	
第11条（検証および見直し） 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、村民の意見や社会情勢の変化を把握しながら、常に検証します。	2	6		2			B	○2年に1回の検証を引き続き行う。
2 検証の結果、必要な場合はこの条例を見直し、適切な処置を講じます。	3	3	1	2		1	B	

評価なし*は、評価が難しいなどの理由によるものです。